果樹産地においては、およそ20年前からカラーグレーダー（色彩選別機）を装備した選果ライン、こん包施設等を導入した大規模流通方式が採用され、集出荷施設が整備されてきた。最近、これらの集出荷施設の老朽化が進展する中で、現行の出荷体制では多様なこん包様式が求められる現在の消費・流通構造の変化に対応し切れていないため、高糖度等の特性のある高品質果実を求める消費者・実需者のニーズに的確に対応できる、より高度な選別機能の必要性が高くなっている。

加えて、ブランド化戦略の実現に向け、産地の集出荷・流通体制の再編整備が図られるよう、出荷・流通面で非効率と認められる小規模な集出荷施設等の整理統合を促進するとともに、糖度・酸度等の内部品質や傷を検査できる光センサーを用いた選果機能を有する集出荷体制の整備を図る。

⑶　最近の流通・消費事情に合った需給調整対策の円滑な推進

果樹には依然としておもて年・うら年があり、生産年により需給バランスが大きく変化する場合があることや、最近の異常気象を始めとする気象状況の変化が産地ごとの果実の生育速度に影響を及ぼすことにより、短期的な出荷集中を誘発して販売環境に悪影響を及ぼし、販売価格の下落につながることがある。

また、最近の需給状況を見ると、うんしゅうみかんについては、おもて年・うら年の生産量の較差が小さくなっているにもかかわらず、長雨等の気象状況により品質低下が起きるなどした場合には、需給のアンバランスによる価格低下ではなく、品質面で市場評価が低下し、価格の低迷をもたらす事態が見られるようになっている。

このため、今後も、生産量が多い主要果実であるうんしゅうみかん及びりんごについては、引き続き、生産者団体が中心となった計画生産・出荷を主な内容とする需給安定措置を適切に実施する。特に、今後の需給調整においては、安定的な価格が形成・維持できるよう、各産地は産地間「連携」の重要性を十分に認識して、適切に対応することが重要である。

さらに、産地間競争から産地間「連携」への円滑な移行による需給調整が推進されるよう、生産出荷団体が作成する全国生産出荷目標に即した計画生産・出荷の取組において、出荷時期に出荷量の大幅な増減が見込まれる場合には、出荷量の産地間調整を行い、その平準化を図るなどの対応を適切に実施する必要がある。

計画生産・出荷の取組を行ってもなお一時的な出荷集中がある場合は、生食用の販売価格の安定を図るため、加工原料相場や加工業者の経営に悪影響を及ぼさない範囲で、生食用果実を加工用途に仕向ける措置を講じる。なお、今後、当該措置を実施するタイミングや実施を判断する基準等については、関係機関等との協議の上、最近の消費・価格動向を踏まえて定めることとしている。

また、おもて年かうら年かにかかわらず、構造的に供給量の多いうんしゅうみかんの極早生品種については、産地間「連携」を前提として、適正な生産量への誘導及び中晩かん等の優良品目・品種への転換を加速的に推進するとともに、一定水準以上の品質の確保が困難と認められる園地については、改植のほか、廃園等も視野に入れた園地整備等も推進する。

うんしゅうみかん及びりんご以外の品目については、産地関係者は、果実の生育状況を把握しつつ、需要に見合った生産・出荷が行われ、出荷集中が発生しないように取り組むことが重要である。特に、近年、９月から10月までにかけて多くの果実の出荷が集中し、流通在庫の増加を招き、価格が低落する傾向が見られるため、この期間においては、産地関係者間の「連携」を強化し、情報交換を緊密に行うこととする。

収穫時期が一年に一回しかない果樹の場合、ひょう害、台風被害等の影響は農業者の経営に大きな打撃を与えることから、引き続き、傷の発生により商品価値が低下した果実の加工仕向け対策等の農業者の所得確保対策を機動的に実施するとともに、多くの原料を受け入れ、加工品在庫が増加した加工業者に対しては、その経営安定を図るための支援を行う。

⑷　新たな分野の進出に向けた支援の推進（６次産業化への支援）

農業者の所得減少や担い手不足の深刻化等により農村の活力が低下する中、農村に期待される役割を確保するためには、その活力の再生に向け、農業者等による農業及び関連産業の総合化によりその所得を確保する必要がある。このようなことから、自らの生産に係る農産物の加工、消費者への直接販売、実需者との契約取引、農家レストラン等に主体的に進出し、経営を多角化・高度化する取組を推進することが重要である。

とりわけ、農業生産法人を中心とした果樹農業者にあっては、果実の特性を活かして、果実の生産・出荷のほか、果実のもぎ取り、ストレートジュースやジャム等の果実加工品の製造・販売、樹のオーナー制度やグリーンツーリズム等を通じて経営の多角化を図り、収益性を高める取組が増えつつある。

このため、果樹農業者が主体となって行う６次産業化の取組に対し、農林漁業成長産業化ファンドを通じた出資等による支援その他の経営支援を一体的に実施する。また、６次産業化の具体的な事業構想等の専門的な知見を持つ６次産業化プランナーによるアドバイスや、新技術の実証、新商品の開発等の取組への支援に加え、農業者が６次産業化に取り組む場合に必要となる加工・販売施設等の整備や、地域ぐるみで６次産業化を行う場合に新商品の開発等に必要となる加工機械等の整備に対して支援を行う。

⑸　鳥獣被害対策、地球温暖化、病害虫への対応の一層の推進

中山間地域での栽培が多い果樹については、野生鳥獣の生息地域と接することも多く、農作物全体の被害金額199億円（平成25年度）の約２割に相当する42億円が果樹への被害とされており、品目別では野菜、水稲に次いで、被害金額が多くなっている。果樹に被害を及ぼしている鳥獣種としては、イノシシ、カラス、サル、シカ、ムクドリ、ハクビシン等が報告されている。

このような中で、関係府省が連携し、行政、生産者団体、現場等の関係者が一体となって、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づき、被害の実績を踏まえて市町村が策定した被害防止計画により、鳥獣被害対策実施隊を核として、鳥獣種の特性に応じた対策を着実に実施することとする。

また、地球温暖化が進行する中、果樹についても、高温等の影響で、うんしゅうみかんの浮皮、りんご・ぶどうの着色障害等が発生している。このため、従前から地球温暖化の影響や適応策等をまとめた「地球温暖化影響調査レポート」を取りまとめ、これを都道府県に提示して、対策の普及を図っている。

地球温暖化に伴う高温障害の発生については、果樹は品目転換に時間を要することから、これらの発生頻度が高まれば、今後の果樹農業への影響が懸念される。このため、地球温暖化適応策として、浮皮、日焼け等の果実の障害の発生を抑えるカルシウム剤や遮光資材の利用を推進するとともに、今後も、高温等による果実の障害発生等に対応できる作柄安定技術の開発・普及の推進や改植支援の活用により、高温でも着色しやすい品種の導入や、りんごの黄色系品種の普及を進める。

さらに、地球温暖化防止策の一環として、温室効果ガスの排出抑制の観点から、土壌診断結果及び減肥基準を考慮した減肥栽培等による施肥低減の取組を推進する。また、温室効果ガスの吸収源としての機能を向上していくため、たい肥の施用、草生栽培等による園地の適切な土壌管理を推進するとともに、省エネルギー型の加温設備等の導入により燃油使用量の削減を図り、加温設備における燃油燃焼に由来する温室効果ガスの排出量を削減する。

果樹の病害虫は、果樹生産に重大な被害を与える恐れがあることから、国や都道府県から発出される病害虫発生予察情報等を活用し、適時適切な防除に努めるとともに、抵抗性品種や総合的病害虫・雑草管理（Integrated Pest Management：ＩＰＭ）の導入等に取り組むことも重要である。このため、国と都道府県が連携した病害虫防除の推進に加え、病害虫に抵抗性が高い品種への改植支援や新たな防除技術の開発・導入に対する支援を行う。また、近年、ウメ輪紋ウイルス（plum pox virus：ＰＰＶ）やキウイフルーツかいよう病の新系統（Pseudomonas syringae pv. actinidiae 3：Psa3）等の新たな病害虫の発生が確認されており、生産者自らが病害虫の発生に十分注意し、病害虫の発生が疑われる場合には、速やかに植物防疫所や各都道府県の病害虫防除所に相談するよう指導することにより、早期発見・早期防除を図る。